

〈分析性〉は理解不可能な概念なのか？——記述か規範的提案か

本論の主題はクワインによる分析性批判の妥当性を検討することである。カルナップ自身の分析性規定は時期によって変化していくが、本論で扱うのは一九三〇年代後半以降の意味論的立場に立つカルナップの議論であり、そこでの〈分析性〉に対する規定は簡単に述べると「意味によって真」というものである（詳細は後述）。そして、この分析性概念に対するクワインの批判は、「経験主義の二つのドグマ」「カルナップと論理的真理」といった論文において、〈分析性という概念は理解不能である〉という形で展開される。本論では、クワインの批判とそれに対するカルナップの応答を検討していく中で、両者の意見の相違の

根は〈既存の言語活動の記述〉を目標に置くか〈これから
の言語活動についての提案〉を目標に置くかの違いにあつた、とする解釈を提示する。その結果、分析性という概念がなぜ理解不能とされたのかについての一つの説明と、分析性という概念を理解可能なものとする一つの道筋を提出する。

第一節 「二つのドグマ」における分析性批判の論点

クワインが「二つのドグマ」で展開した議論の構造は、分析的言明を規定してくれるように思われるいくつかの説明

井^い頭^{がしら}昌^{まさ}彦^{ひこ}

（東北大学）

を取り上げ、それらのいずれもが不満足なものであることを示す、というものである。本節ではまず、これら複数の分析性規定のうちのどれがカルナップ・クワイン論争の焦点となっているのかを明らかにしていくことにする。分析的言明を規定するものとして「二つのドグマ」の中で扱われた説明は以下であった。

- (1) 分析的言明を〈論理的真理〉と〈同義語の置き換え〉によって論理的真理に変形できるものとの二つにわけると、つまり、論理的真理と同義性という二つの概念を用いて分析的言明を一般的に規定する。
- (2) 分析的言明を〈意味論的規則〉によって真である言明〉と規定する。
- (3) 〈いかなる場合も確認される言明〉として分析的言明を規定する。

(1) の分析性規定に対するクワインの批判のポイントは、説明に用いられる「同義性」という概念自体が不明瞭であるために十分な説明になっていない、というものである。

る。しかし、議論自体の是非は別にして、この論点はカルナップとの論争において本質的なものではない。このことは、〈同義語の置き換えによって論理的真理になる〉という規定では、カルナップが分析的言明の一つの例としてあげる「あるものが赤いと同時に青くあることはない」という言明をカバーできない、ということからも理解されるだろう。後述するように、カルナップの分析性規定は同義性に依拠するものではないのである。したがって、この(1)の分析性規定はカルナップとの論争の焦点にはならない。

それでは(3)はどうであろうか。クワインは〈認識論的全体論のもとではいかなる言明も原理的に改訂を免れてはいない〉として、(3)のような仕方での分析的言明を規定することの不可能性を主張する。したがって、カルナップがこの方法で分析性を規定していたとすれば、彼は深刻な問題を抱えることになるだろう。しかし、『論理的構文論』の段階ですでにカルナップが〈言語枠組みを構成する論理的言明ですらも改訂の対象になりうる〉という立場を取っていたことを見れば、彼が〈いかなる場合も確認される言明〉という形で分析的言明を規定していないことは明

らかである。それゆえ、両者の論争を扱う限りにおいて、⁽¹⁾
(3) も主要な検討対象とはならない。

したがって、(2) の〈意味論的規則によつて真〉という形で分析性規定だけが残された訳であるが、実はこれこそが分析性に対するカルナップの説明なのであり、両者の論争の焦点となるものである。以下の叙述をみてみよう。

分析性の解明についての私の提案は常に、形式化された(構築された)言語⁽¹⁾に対して、すなわち(真理の概念へと導く)明示的な意味論的規則が特定されている言語に対してなされた……。〔分析性の〕解明は追加的なルール、本質的には意味公準(A-公準)とそれに基づいたA-真(私はこれを解明のためのテクニカルチームとして用いる)の定義によつて与えられる。(QJ.T. 918)

ここでいわれる「意味公準」というのは言語の意味論的規則の一部である(正確には、意味論的規則の中の変形規則の一部)。そして、分析性は〈意味公準を含む意味論的

規則のみによつて真理値が確定するもの(II A-真)として与えられるのである。

以上から、分析性を巡るカルナップ II クワイン論争について論ずる際に取り上げるべき論点が絞られたことになる。すなわち、〈意味論的規則によつて真〉という形で分析性規定が有効であるか否かという問題に焦点を当てて、両者の論争を検討していけばよいのである。以下では、まず、カルナップが意味論的規則というものをどのように扱っていたのかを概観し(第二節)、それから〈意味論的規則によつて真〉という分析性規定を巡る議論の応酬を見ていくことにする(第三節、第四節)。

第二節 カルナップの意味論的体系

『論理学と数学の基礎』(一九三九年)は意味論的立場に移行したカルナップの初期の著作であり、意味論的規則体系の構築過程を簡潔に説明している。本論の一つの焦点である〈意味論的規則〉についてのカルナップの扱いを理解するための準備として、まずこの著作を手がかりとしてカルナップの考え方を整理しておくことにする。

カルナップによれば、ある言語が研究される場合、研究対象である「対象言語」と研究結果が定式化される「メタ言語」とが区別されねばならない。ここで、ある一群の人々が我々の理解していない言語Bを話しているとしよう。これに対して我々の日本語をメタ言語として研究を進めるのである。まず、我々は彼らの言語活動を観察し、彼らがどのような語・文を用いるか、そしてそれらの語や文がどのように用いられるかを調べる（語用論）。次に、この語用論的観察の結果をベースにして、指示関係をはじめとする意味論的関係を確立する規則体系を構築していくのである（意味論）。たとえば、語用論的観察の結果、言語Bの語「mond」は使用状況の九八%においては月に対して用いられ、残りの二%ではある街灯に対して用いられた、ということを我々が見いだしたとする。ここで、月と街灯の両方が「mond」の指示対象であるように意味論的規則を構築するか、それとも月だけがその指示対象であるように構築するかは、我々の決定する問題である（第二の仕方では規則を構築するなら、先の二%の用法は誤りだということになる）。ここで注意しておかねばならないことは、ここでいう「意味論的規則体系の構築」が目指していることは現実

に存在する言語の規則をコピーすることでは必ずしもない、ということである。

正しいか誤っているかという問題は、常に規則の体系に言及せねばならない。厳密にいえば、我々の定めようとする規則は事実に与えられた言語Bの規則ではない。それはむしろ、意味論的体系B・Sと呼ばれるような、Bに対応する言語体系を構成するものなのである。言語Bは事実の世界に属している。……他方、言語体系B・Sは我々によって構成されたものである。（FLM, 7）

もし我々が歴史的に与えられた言語に関わるのであれば、語用論的記述が最初に行われ、それから抽象によつて意味論へ、あるいは（意味論から、あるいは語用論から直接的に）構文論へと進むかもしれない。「一方で、」もし我々が、おそらくはコミュニケーションや科学理論の定式化といった実践的な応用の意図を持って、言語（あるいは、規則を定めるのだからむしろ言語体系）を構築することを望むなら、事情は全く

異なってくる。この場合には、以前の言語の用法に拘束されることなく、我々の望みと目的に従って自由に「言語体系を」構成することができるのである。(ibid., p. 24)

さて、意味論的規則に対するこのカルナップの考えを、分析性との関連がよりはつきりするような事例の下でもう一度描き直しておこう。⁽²⁾「緑であるものは広がりを持つ」は分析的だろうか。これが分析的であるならば、少なくとも、「緑である」という述語を空間的な一点に適用することは許されないだろう。しかし、「緑である」を空間的な一点に適用することの可否を自然言語の観察から明確にすることはできない。なぜなら、我々は減多に空間の単一の点

について語らないし、語ることがあつたとしても意見の相違があるだろうからである。さらに、人々が一致して「緑」を空間的な一点に適用しない、ということがたとえ見いだされたとしても、それが偶然的に生じた一致なのか意味による一致なのかはわからないだろう。このように、事実として与えられた言語活動を観察する中では分析性概念を明確に捉えることはできないのであるが、他方で、意味論的規則を備えた人工言語が構築される場合は事情が異なる。「緑である」という述語は空間点には適用されない、という意味論的規則を体系構築者が人工言語Lに対して明示的にたてるなら、その言語Lにおいて「緑であるものは広がりを持つ」が分析的であることは明確なのである。最後に、意味論的規則が現実の用法に対する正確なコ

桜井 徹
リベラル優生主義と正義
遺伝子技術と人間の福利追究の功罪を歴史・理論・倫理の視点から考察。 3150円

熊野純彦・麻生博之編
悪と暴力の倫理学
悪と暴力の多様な現象を真正面から論じ倫理の根源性を現代に問う。 2520円

宮坂和男
哲学と言語
フッサール現象学と現代の言語哲学 デリダの議論を深めた言語考察。 3990円

シリーズ「人間論の21世紀的課題」

■全9巻各巻1995円

石崎・紀平・丸田・森田・吉永
①ポストモダン時代の倫理
人間として共に生きるための倫理のあり方を哲学的に捉え直した「人間論」入門。

石田・宮田・村上・村田・山口修・山口裕
②科学技術と倫理
事故や事件の背景、科学者や技術者の責任、さらには市民の関与を考える。

徳永・亀口・杉山・竹村・馬嶋
⑤福祉と人間の考え方
〈生きにくい〉現代社会の諸問題を整理・提言した初学者向けの現代社会論。

▶税込価格

ナカニシヤ出版
京都市左京区一乗寺木ノ本町15
<http://www.nakanishiya.co.jp/>

ピーであることを目指していないのだとしたら一体何を指しているのか、について説明しておく必要があるだろう。

カルナップは「寛容の原理 (principle of tolerance)」のもと、いかなる意味論的体系の構築も許容されねばならないという立場にたつ。そして、構築された意味論的規則体系の妥当性は（その体系を用いて進められる探求がうまくいくかどうか）というプラグマティックな基準によって判断されるのである。それゆえ、構築された意味論的体系の是非は現実の言語との類似性ではなくそれを用いた探求の成果によって決まるのであり、実際の用法から逸脱した規則体系が有効であることを我々が見いだすこともあり得るのである。

第三節 クワインの批判はどこに向けられているか

—— 解明項と被解明項 ——

以上で、言語の意味論的体系の構築というカルナップの構想が理解されたわけである。さて、このような構想のもとで提示された〈意味論的規則によって真〉というカルナップの分析性規定に対して、クワインはどのような批判

を展開したのだろうか。まずは「二つのドグマ」における該当箇所を以下に引用する。

……分析性は次のように派生的に特定できる。ある言明が分析的であるのは、それが（単に真であるだけでなく）意味論的規則によって真であるときである。

それでも、実際には何も前進していない。ここでは、説明されていない語「分析性」に訴える代わりに、説明されていない句「意味論的規則」に訴えているだけである。あるクラスに属する言明が真であると述べる、それ自体真である言明がみな意味論的規則と見なされる訳ではない。さもなければすべての真理が、意味論的規則によって真だという意味で（分析的）となってしまうだろう。意味論的規則を他のものから区別するのは、「意味論的規則」という見出しのもとに現れている、という事実のみであると思われる。そして、この見出しそれ自体は無意味なのである。(TD, 34)

ここでの批判の趣旨は、〈分析性〉という理解不能な概念を〈意味論的規則〉というそれ自体不明瞭な概念を用い

て説明しても何かが明確になつたわけではない、ということである。しかし、このクワインの批判がカルナップの議論の何を問題視しているのかを十分に理解するためには、〈不明確な自然言語を人工言語によつて説明する〉というカルナップの構想のどの部分にクワインの批判が適用されるのかを見極めねばならない。³⁾

カルナップの構想では、意味論的規則を伴つた人工言語を構築する目的は、一つには、現実には用いられている言語を明確にして論理関係を整理することにある。すなわち、〈意味論的規則を備えた人工言語〉は不明瞭な自然言語(被解明項)を明確にするための解明項として新たに構築されるのである。⁴⁾ さて、解明項である人工言語においては、どれが意味論的規則であるかは明確である。なぜなら、人工言語体系はその言語の意味論的規則を指定することで定義されるのであり、特定の人工言語が与えられたならば、何がその言語の意味論的規則であるかは既に明確だからである。また、意味論的規則の役割も明確であろう。意味論的規則はそれが属する人工言語体系を特徴づける定義であり、その言語内における真理定義を与えたり妥当な推論とみなされるものを特定したりするものでもある(それゆえ、意

味論的規則のみによつて真とされる言明は、その人工言語の内部で探求を続ける限り、体系内に新たな経験的情報が入つてきても真理値を変えることはない)。

このように、どれが意味論的規則であるか、意味論的規則の役割は何か、といった問いは解明項を構成する人工言語体系においては明確に答えられる。しかし、被解明項である自然言語(日常言語)においては事情は異なる。我々は自然言語において真と見なされている文の中のどれが(上述の意味での)意味論的規則であるかを経験的な仕方と特定することはできないだろう。あるいは、真である文からなるクラスを恣意的に取り出してきて「これが意味論的規則だ」と言われても、我々はそれが果たす特徴的な役割が何なのかを理解できないだろう。すなわち、人工言語体系において明確であるとされた「意味論的規則」は、被解明項である自然言語の中に明確で理解可能な対応物を持たないのである。⁵⁾

したがって、〈意味論的規則というそれ自体不明瞭な概念に訴えても分析性概念を明確に理解したことにはならない〉というクワインの批判は、この〈被解明項における意味論的規則／分析性〉の不明瞭さに向けられている、と考

えられよう。すなわち、被解明項である自然言語において意味論的規則／分析性が理解し得ないならば、たとえ人工言語体系においてその概念を（人為的に）特定したとしても、依然として分析性概念は理解不可能なままである、というのがクワインの批判の主旨なのである。⁽⁶⁾

第四節 意見の相違はなんであるか、そして

それは何に起因するか

さて、このように整理されたクワインからの批判に対して、カルナップはどのように応答するのだろうか。考えられる対処法は以下の二つである。

- 1 ある言明が分析的と見なされるための経験的な基準を示して、自然言語における被解明項としての分析的言明がどのようなものであるかを明らかにする。
- 2 被解明項の不在ないし不明瞭さは解明項としての人工言語体系における概念構成にとって致命的なものではない、としてクワインの批判を無効化する。

カルナップが実際にどちらの対処法をとって分析性を擁護しようとしたのか、というのは難しい問題である。クワインの批判に素直に答えようとするなら、第一の選択肢をとるのが自然であるように思われる。実際、カルナップは「自然言語における意味と同義性」および「クワインの論理的真理について…○ 内包概念の経験的基準」という二つの箇所においてこの方向でクワインに答えようとしている。しかし、その著作の多くの箇所において（分析性概念が言及されるべき正統な領域は人工言語である）という主旨の発言が見られること、そして何より次のカルナップの叙述を考慮に入れるならば、彼の主要な見解は第二の方向にあると考えられるべきだろう。

…私は彼の基本的なアイデア、すなわち、経験的基準に基づいた語用論的概念が純粹意味論的な再構成に対する被解明項として働くかもしれないということ、そして、この手続きが時々、そしておそらく現在の場合においても、被解明項を特定する有用な方法であり得るということを認める。その一方で私は、純粹意味論における概念の導入を正当化するためには、語用論

的概念を提示することが一般に必要なとは考えないだろう。(OLT, 919)

つまり、カルナップの基本的な立場は〈経験的基準に基づいた語用論的な被説明項〉は必ずしも必要ないというものであり、第一の方向で自説を擁護している(上述の)二つの議論は「それでもクワインにつきあうならば、こういった形で経験に基づく語用論的被説明項を与えることもできる」という補足的なものである、と考えられるのである。

このような解釈をとるならば、状況は次のように整理できる。すなわち両者の争点となっているのは、被説明項である自然言語において分析性や意味論的規則のような概念を経験的に規定する必要があるか否か、ということなのである。(カルナップは当然として)クワインも、「分析性」や「意味論的規則」なるものが構築された人工言語においては明確に特定される、ということ自体は認めるだろう。しかし、〈自然言語における対応物〉という範囲にまで視野を広げたときに、クワインの批判が表面化する。すなわち、説明項としての人工言語で特定された概念に対応する

ものが経験的な仕方では自然言語の中に見いだされないのだとしたら、結局、人工言語において「分析的」とされる言明を明確に特定できたとしても、我々は何について語っているのかを理解できないだろう、というのが批判の骨子なのである。これに対してカルナップは、たとえ〈自然言語における対応物〉を経験的な仕方では与えられないとしても、意味論的概念の構成／導入には必ずしも語用論的対応物の存在は必要ではないのだから、このことは分析性その他の概念が理解不可能であるという結論を導くものではない、と考えているのである。

以上で、カルナップとクワインの間の見解の相違がどのようなものであるかが明確になった訳である。それではこの両者の見解の相違は何に起因するのだろうか。この点について本論で採用される解釈は、〈既存の言語活動の記述〉を目標に置くか(〈これからの言語活動についての提案をする〉ことを目指すのか、という目的の違いが両者の見解の相違を生んでいる、というものである。⁽⁷⁾まず、〈両者の間にはこのような基本スタンスの違いがある〉とするこの解釈を裏付けるように思われる叙述を以下に引用しよう。

我々の父祖からの伝承 (lore) は文の織物である。我々の手の内でそれは、多かれ少なかれ、恣意的で意図的な改訂ないし我々自身の「信念」文の追加を通して、また我々の感覚組織に対する連続的な刺激によって直接的に引き起こされて、発展し変化する。それ「文の織物」は事実によって黒く、規約によって白く織られた灰色の伝承である。しかし私はその中に全く黒い糸や全く白い糸があるとする実質的な理由を見いだせなかったのである。(CLT, 132)

ここでクワインが述べているのは、父祖からの伝承として我々が現に有している自然言語のなかで「規約的なもの(『意味論的規則』)を選び分けることができない、ということである。したがって、この引用箇所からは(既存の言語の中から分析的言明を見つけ出す)という言語の記述に焦点を当てた分析性批判を明確に見てとることができらるう。既に存在している言語を取り上げ、その言語行動を見ることで(何がその言語において分析的であるか)を見いだそうとするこのスタンスを、以下では(記述主義的スタンス)と呼ぶことにする。⁽⁸⁾さて、その一方で、本論文第

二節で引用されたカルナップの発言、さらに次のカルナップの叙述からは明らかにこれとは異なる姿勢が読み取れる。

課題は、異なった諸体系のどれが“the right logic”であるかを決定することではなく、それらの体系の形式的性質を検討すること、そしてそれらの体系の解釈の可能性および科学における応用の可能性を検討することなのである。日常的な形式から逸脱するようなある体系が科学言語の基礎として有用なことがわかる、ということがあるかもしれないのである。(FLM, 28-9)

すなわち、意味論的規則をたてるという作業は、現実の言語のありようを正確に記述することではなく、むしろ探求をよりよく進めていくための「提案」なのである。このことから導かれるのは、分析性概念は(見いだされるもの)としてではなく(構築されるもの・提案されるもの)として扱われるべきだ、ということである。先にクワインに帰属させられた(記述主義的なスタンス)と比較する意味で、分析性に対するこのようなカルナップのスタンスを以下では(規範的/提案的スタンス)と呼ぶことにする。

さて、このようなスタンスの違いは、分析性概念の理解可能性にとって〈経験的基準に基づいた語用論的な被解明項〉が必要か否か、という点についての両者の意見の相違をどのように説明してくれるのだろうか。以下ではこの点について説明する。まず、〈記述主義的スタンス〉に立てば、対応する被解明項が明確に与えられねばならないとするクワインの立場が説得力を持つてくる。というのも、意味論的規則や分析性といった概念をいくら人工言語で規定してみても、現実の言語活動の内に対応するものがないのであれば、それは〈我々が現に用いている言語を記述する〉という目的にとっては全く意味のない作業になるからである。したがって、〈記述主義的スタンス〉のもとでは〈経験的基準に基づいた語用論的な被解明項〉の存在を要請するクワインの立場が自然なものとなるだろう。

一方、意味論的規則の設定を〈これからの探求に対する言語的提案〉としてとらえるならば事情は異なってくる。この場合には、設定される意味論的規則が現実の言語活動にきちんと対応するものであるか否か、ということとは重要な問題ではない。むしろ、意味論的規則という形で設定される言語枠組みが探求目的に対して有効であるか否か、と

いうことが重要な問題となるのである。したがって、〈規範的／提案的スタンス〉に立つ限りでは、意味論的概念の構築には必ずしも〈経験的基準に基づいた語用論的な被解明項〉の存在は必要でない、とするカルナップの立場が説得力を持つてくるのである。

第五節 まとめと展望

本論では、まず、分析性を巡るカルナップ・クワイン論争の焦点が〈意味論的規則によつて真〉という分析性規定にある事を明らかにした。そして、分析性概念が理解可能であるために〈経験的基準に基づいた語用論的な被解明項〉が必要であるか否か、という点に両者の意見の相違を見いだした上で、その意見の相違の源は〈記述主義的〉か〈規範的／提案的〉かというスタンスの違いにあるという診断を下したのである。

それでは、〈分析性は理解不能である〉とするクワインの批判の有効性は、結局どのように評価されるのだろうか。これに対する本論の結論は「有効ではない」というものである。クワインが分析性に対して述べる不満は、意味論的

規則は自然言語における対応物を持たない、我々が真と見なす文の中から何が規約的に設定された意味論的規則で何が経験的に確認された言明であるかを選び分けることができない、というものだった。たしかに、真なる言明の集合を与えられて「どれが分析的言明か」と問われたならば、それに対して答えることはできないだろう。この点でクワインは正しい。しかし、〈規範的／提案的スタンス〉に立つカルナップにとつて、意味論的規則や分析性の問題はどのような問いで表現されるものではない。むしろ、意味論的規則はこれからの探求のための作業仮説として提案されるものなのであり、その作業仮説の是非は探求にとつての有効性によつてのみ判断されるのである。このように分析性を〈見いだされるもの〉としてではなく〈こちらから設定していくもの〉と理解するならば、クワインによる批判は回避され分析性概念の理解可能性は保持される——これが本論の結論である。

さて、以下では、この結論をもう少し大きな視野の下で位置づけてみることにする。分析性概念に依拠する全ての認識論的理論は「二つのドグマ」によつて致命的な打撃を受け、クワインの認識論的全体論にとつてかわられた——

これが「二つのドグマ」が果たした歴史的役割に対する標準的な評価であろう。たとえば富田恭彦氏は、認識論的全体論の主張を「二つのドグマ」から引用した後、次のように述べている。

これらの文言は、いわゆる分析／総合の本性的区別——つまり文は人の意思とは関わりなく、その本性上分析的か総合的かのいずれかであるという考え——に對するクワインの拒否の態度と、理論的改訂の全体論的性格に関する彼の考え方を明らかに示している。

(『クワインと現代アメリカ哲学』 pp. 86-7)

しかし、クワインが「二つのドグマ」において踏みだした一歩が、「分析／総合の本性的区別」を退け「理論的改訂の全体論的性格」を主張することにあるのであれば、この議論は(少なくとも)カルナップに対する批判としては機能しない。なぜなら、本論で見てきたように、分析言明を〈我々によつて設定されるもの〉と見なすカルナップは「分析／総合の本性的区別」などといった考えを引き受けてはいないし、また周知のように、カルナップは〈原理

的に改訂不能な言明」の存在を否定しているからである。

クワインの分析性批判はカルナップの〈規範的／提案的スタンス〉に注意を向けることによって回避されうる、と本論は主張した。そして、このスタンスの背後にはカルナップのメタ哲学的立場——〈哲学的問題の多くは言語の不適切な使用に起因する〉という基本的立場と〈言語の用法を明確にし、時には通常の用法から逸脱することによつて、これらの哲学的問題の解消を目指す〉という人工言語学派的な探究意図——がある。⁽⁹⁾このカルナップの立場を総体的に論ずるためには、プラグマティズムに裏づけられた規約主義、道具主義的言語観、さらには〈人工言語として導入された諸概念が日常的用法にとつてかわるプロセス〉などについての詳細な検討が不可欠であるが、紙幅の関係

上、ここでこれらの課題に取り組むことはできない。⁽¹⁰⁾しかし、本論の結論が示唆しているのは、カルナップ哲学にとつての致命傷と考えられていたものが除去されたということであり、その構想にはもう一度生きた選択肢として検討される余地があるということである。⁽¹¹⁾

〔略号表／文献表〕

CTDE: P. O'Grady, "Carnap and Two Dogmas of Empiricism", in *Philosophy and Phenomenological Research*, Vol. 59, No. 4 (1999), pp. 1015-1027

CLT: W. V. Quine, "Carnap and Logical Truth" in his *The Ways of Paradox and Other Essays* (revised and enlarged), Harvard U. P., 1976 (初出一九六三年)

Corr: R. Creath (eds and Introduction), *Dear Carnap and Dear Van: The Quine-Carnap Correspondence and Related Works*,

理想社

ハイデッガーと思索の将来

—哲学への〈寄与〉—

ハイデッガー研究会編

税込価格3150円

哲学ひとつの入門

ラインハルト・ブラント編

大藪敏宏／佐々木謙／菅沢龍文訳

税込価格2415円

ヘーゲルの国家論

加藤尚武・滝口清栄編

税込価格3150円

マルブランシュ

—マルブランシュと

キリスト教的合理主義—

フェルディナン・アルキエ著

藤江泰男訳 税込価格2835円

ニヒリズム

—その概念と歴史—

岩波哲男著

税込価格(上)2940円(下)3150円

実存思想論集XXI

実存と政治

実存思想協会編

税込価格2100円

日本カント研究7

ドイツ哲学の意義と展望

日本カント協会編

税込価格2100円

理想 第677号

特集 和辻哲郎

税込価格1945円

理想 第678号

特集 信仰の哲学と思想

税込価格1945円

〒270-2231 千葉県松戸市稲台2-58-2
TEL 047-366-8003 FAX 047-360-7301

Univ. of California Press, 1990

FLM: R. Carnap, *Foundation of Logic and Mathematics: International Encyclopedia of Unified Science* (vol. 1, No. 3), Univ. of Chicago Press, 1939

LSL: R. Carnap [translated by Amethe Smeton], *The logical syntax of language*, London: Routledge & K. Paul, 1937

IR: R. Creath, "The Initial Reception of Carnap's Doctrine of Analyticity" in *Nous*, Vol. 21, No. 4 (1987), pp. 477-99

MIN: R. Carnap, *Meaning and Necessity*, Univ. of Chicago Press, 1956

MP: R. Carnap, "Meaning Postulates" in his *MIN* (初出一九五二年)

PRC: P. A. Shipp (eds), *Philosophy of Rudolf Carnap*, La Salle: Open Court, 1963

QA: R. Carnap, "Quine on Analyticity" in *Corr* (執筆は一九五二年)

QLT: R. Carnap, "Quine on Logical Truth" in *PRC*

SLN: R. Carnap, "P. F. Strawson on Linguistic Naturalism", in *PRC*

TD: W. V. Quine, "Two Dogmas of Empiricism" in his *From a Logical Point of View*, Harvard U. P., 1953 (初出一九五一年)

富田恭彦『クワインと現代アメリカ哲学』世界思想社、一九九四年

注

(一) cf. [LSL, 317-8]. また [QLT, 921] にも同様の発言が見

られる。

(2) 以降の議論は QA におけるカルナップの議論を再構成したものである。

(3) 以下の二つの段落における議論は、QA, QLT, Corr (特に一九五四年)をもとに再構成したものである。

(4) カルナップによる「解明」の規定は以下である。「日常生活や科学的・論理的発展の初期段階において用いられる曖昧な概念や十分には正確でない概念をより明確にする仕事、あるいはむしろ、それを新しく構成したより正確な概念に置き換える仕事は、論理分析と論理的構成の最も重要な仕事に属している。我々はこの仕事を以前の概念を解明する仕事あるいは以前の概念に対して解明を与える仕事と呼ぶ。この以前の概念、あるいはときによるとその概念に対して使用される用語は被解明項と呼ばれる。そして、新しい概念あるいはその用語は古いものの解明項と呼ばれる。」(MIN, 7-8, 傍点引用者)

(5) この議論の実際の構成経緯については、他にも [Corr, pp. 296-7, p. 309, pp. 336-8] を参照せよ。

(6) 同様の解釈は次の箇所にも見られる。cf. [QLT, 918-9]

(7) カルナップの分析性の扱いを〈提案的スタンス〉として規定する基本的アイデアはクリスの論文 (CR) から得たものである。しかし、クリス論文は対峙させるべきクワインの立場を明確にしていない。また、クリスの議論は一九三〇年代のいわゆる構文論フェイズにおけるカルナップのみを扱ったものであるのに対し、本論では(分析性に対するカルナップの態度が明確になる)意味論的フェイズに議論を限定してい

る。

(8) ここでの論点は分析性批判を展開する時のクワインのスタンスが記述主義的だという指摘にあり、自然主義への移行期に見られるような記述的認識論の立場が一貫して取られていたということではない。

(9) SLNを参照。また、この点に関連して、カルナップ「クワイン論争の焦点を「解明か正当化か」という両者の問題意識の差異に見る、という構図がしばしば提示される (CTDE など)」。しかし、(Corr の introduction で指摘されているように) カルナップ哲学の射程が正当化概念を巡る認識論的な領域にまで及びうること、そしてクワインの自然主義に対する評価が定まるまではそのメタ哲学的立場を十分には論じえないことなどから、私はこの構図には疑問を持っている。

(10) [Corr, pp. 21-2], SLNなどを参照。

(11) 私見では、カルナップ哲学は多元論的存在論や多元論的認識論のための理論的基盤を提供しうるものである。というのも、「プラグマティズムに支えられた規約主義」と「寛容の原則」を軸とするカルナップの構想は、「理論内の全ての言明が改訂の対象となりうる」という全体論の洞察を引き受ける一方で、(クワインのような) 科学主義／物理主義的多元論的な方向へと流されずにすむからである。

Is Analyticity unintelligible?

Masahiko IGASHIRA

Carnap's epistemological program was attacked by Quine's "Two Dogmas", especially in the sense that the distinction between analytic and synthetic assumed in Carnap's epistemology is untenable. But, although it is wide spread understanding that Carnap's epistemology was defeated by Quine's attack, there still remains some difficulties in understanding how Quine's criticism could succeed in getting rid of Carnap's epistemology in detail. Rather, there are some philosophers who argue that Quine's criticism is invalid, recently.

In this paper, I reevaluate the validity of Quine's criticism to analyticity, aiming at the difference of understanding the role of analyticity in epistemology. The structure of this paper is following. First, it is shown that in evaluation of Carnap/Quine dispute about analyticity it should focus on the definition of analytic sentences as truths by virtue of semantical rules. Second, it is argued that the unintelligibility charge of Quine to analyticity is applied not to explicans but to explicandum. Third, the difference between Carnap and Quine is shown to be in whether the empirically specifiable explicandum is needed or not for intelligibility of analyticity. Then, the interpretation is proposed that this difference comes from the difference in style of understanding analyticity, that is, difference between Quine's descriptive stance and Carnap's revisionary/normative stance. And, finally, I conclude that Carnap's concept of analyticity can be secured by taking Carnap's revisionary/normative stance.